

## 第 2 回検討部会 意見まとめ

住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する検討部会（第 3 回）

## 議事1 第1回検討部会について

No.	委員ご意見	事務局回答
1	台所では非火災報として調理によるものが多いようですが、寝室や居室での非火災報にはどのようなものがあるのでしょうか。	寝室や居室での非火災報としては、清掃不良による塵埃のほか、機器の故障等を原因とするものなどが考えられます。
2	No.2 で「町内会や隣近所との協力体制の構築」と記載してありますが、町会への加入率、隣近所との関係は昔より希薄になっていると感じています。簡単に構築できるものではないと思います。報告書記載の際そのあたりも検討していただくと助かります。	ご意見を報告書に反映するよう検討します。

## 議事2 火災シミュレーションについて

No.	委員ご意見	事務局回答
1	火災のシミュレーションでは、火源（発熱速度、煙発生速度、CO発生速度）データの入力が一番重要で、難しいポイントだと思います。次回部会でシミュレーションの結果のご説明のときに、計算に使用した火源データの信頼性や根拠等についてのご説明もお願いいたします。	設定した火源データについては、お送りしました「住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する調査分析業務」成果報告書のとおりです。
2	P.5 検証①感知器設置場所等（リビング等）の設置位置による検証について、住警器の位置が「天井から0.5m離れた部分」とありますが、住宅用火災CO警報器の場合は、「警報器の底面が天井から30cm以内」が優先されると思いますので、その条件で行う方が望ましいと思います。	感知機設置場所の想定（各種センサー想定）は、煙・CO・温度で一括して設定しておりますので、当初案のとおりとさせていただきます。

議事2 火災シミュレーションについて

No.	委員ご意見	事務局回答
3	<p>P.8 シミュレーション結果の仮説等                      2階建て主寝室のタバコ（燻焼） → 煙・COの状況                      ※印以降のコメントについて、2Fでのシミュレーションにも関わらず、「2Fへの煙・COの上昇状況・・・」との記述がありますが、ここのコメントはひとつ上段のストーブ（有炎）欄の※印と同じように、「1Fへの煙・COの下降状況・・・」とのコメントになるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、「1Fへの煙・COの下降状況については要確認」が正しいコメントとなります。</p>
4	<p>P.8 シミュレーション結果の仮説等                      2階建て主寝室のタバコ（燻焼） → 住警器の鳴動（連動型除く）                      タバコ（燻焼）欄に「・・・1Fはいずれも反応しない（極端に遅い）可能性あり」とのコメントがありますが、ひとつ上段のストーブ（有炎）欄には、「1FはCO反応式が先行して鳴動、煙検知式は鳴動しない可能性あり」とあります。この差異について、どのような状況を想定されているのでしょうか。</p>	<p>ストーブのような有炎火災の場合、たばこの燻焼火災に比べると煙・COともに多量に発生することが考えられます。COは空気と概ね同等の比重であるため、煙よりも降下しやすいことを想定したものとなります。</p>
5	<p>横浜市においては、住宅用火災警報器設置場所に寝室の他、台所と直下階に通ずる階段の上端を指定している。火源想定場所に台所と直下階に通ずる階段の上端と火源想定に食用湯加熱出火によるものを追加してほしい。</p>	<p>直下階に通ずる階段の上端は、住警器設置場所として想定に入れております。シミュレーション委託時期の都合上、火源の追加ができかねますので、ご了承ください。</p>

## 議事3 住宅用火災警報器と連動した火災通報制度について

No.	委員ご意見	事務局回答
1	<p>使用している住警器について、設置場所、方式（単独型か連動型、煙式か熱式等）、システム構成等、もう少し詳しい情報をお願いします。</p>	<p>本議題では、住警器の設置場所等に関する検討はしておりません。火災通報制度と住警器の設置場所等の検討については、シミュレーションと合わせてお示しします。</p>
2	<p>非火災の対策について、消防隊が出場して非火災報であった場合には、非火災が再発しないように、たとえば住警器の設置場所を変更する等の対策が必要だと思います。現状はどのような対応をされているのでしょうか。</p>	<p>非火災報が続く場合、消防として取る対応に定められたものではありませんが、非火災報の原因が明らか（調理による煙、浴室の水蒸気など）である場合は、設置場所の変更等の指導を行うことが考えられます。</p>
3	<p>住宅火災による被害リスクの高い世帯が優先されるべきではないでしょうか。この場合、これら世帯で住宅用火災警報器未設置のものへの設置促進や自動火災報知設備が設置されているマンション居住世帯の取扱いが問題であると考えます。</p>	<p>ご意見のとおりであると考えます。自動火災報知設備が設置されている共同住宅は、設備の仕様として建物全体での連動通報としなければならないことから、今回の検討から除いております。</p>
4	<p>スライド5 非火災報対策の検討 室内のほこりや粉塵等による発報は非火災報として挙げられています。以前に感知器メーカーと話した際に、そもそもそういった埃等で発報するように感知器は作られているとも聞いたことがあります。そのあたりはメーカーからも意見を聞いたほうがいいのではないのでしょうか。</p>	<p>煙式の場合、粉塵などによって規定の減光率を満たすことになった場合は、鳴動するのが通常の動作です。火災や、放置すれば火災になる事案以外の場合で鳴動した事案については、非火災報として原因を特定していくことが必要であると考えます。</p>
5	<p>既存の火災通報制度が他部局所管の場合は、制度設計や変更に関して他部局との調整が必要となる。</p>	<p>ご意見を報告書に反映するよう検討します。</p>

### 議事3 住宅用火災警報器と連動した火災通報制度について

No.	委員ご意見	事務局回答
6	設置数の増加に伴う出場件数への影響も考えられるため、非火災報対策の必要性は高いと史料する。	ご意見を報告書に反映するよう検討します。
7	非火災報対策、制度の周知方法、効果的な維持管理等、検討する事項は多い。対策として、火災通報制度を適用する条件（年齢、要介護、独居・非独居、障害等）を明確にすることが必要になると思われる。	ご意見を報告書に反映するよう検討します。
8	火災通報制度と連動した場合、通報事案の増加が懸念される。119番通報が困難な方に限定するなど利用対象者の絞り込みに検討を重ねてほしい。	ご意見を報告書に反映するよう検討します。
9	当局の場合、誤発報による通報の場合で、中止の連絡があっても現場確認のため必ず1隊の消防隊は通報先に向かう。さらに逆信応答がない場合は、追加で複数の部隊を出動させる。消防機関からの呼び返しにしっかり対応でき、火災の状況をしっかり伝えられる機能を備えた火災通報制度にしてほしい。	ご意見を報告書に反映するよう検討します。
10	制度利用者が長期不在や施設に入居した場合の対応について検討してほしい。	ご意見を報告書に反映するよう検討します。